

## 室町期清規考

——『正法寺清規』と『竜泰寺行事次序』を介して——

小坂機融

### 一

道元禪師によって伝えられた仏法は、瑩山禪師の門葉において著しい展開を見せ、明峯下は北陸を中核にその周辺に伸長し、峨山下は、各地に拠点を得て略ぼ国内全域にその教線を拡張したことは周知のことである。室町期における曹洞宗門は、永光寺・総持寺を基点におのおの結束を持ちつつ、各地の固有信仰と融合し、且つ独自性を発揮して一大教団へと拡大していったのである。

禅宗教団は、中国において成立以来、その動静には、必ず清規といわれる行動の規範が同伴して来た。その評価は兎もあれ、一つの特徴であるといえる。従って道元派下においてもそれは厳然としていたと考えられる。然るに、ここに対象とする中世後期の情況は、必ずしもこれを首肯することができな。それは、現在まで伝承されるこの時期の清規が極め

て少ないことによるのである。この少数しか伝えられなかったことが、この期に依拠すべき行持の規範がなかったことにはならないのであるが、近世の夥しい数に比して極めて見劣りがするため、このことには何か他の要素が潜んでいると考え、以前に少々大まかな考察を試みたことがある<sup>(1)</sup>。その大綱において大巾な変更を要する訳ではないが、その後の資料調査の進行の中で新しい資料の紹介がなされ、更に宗史の基層部分の研究が進んで来た現階段において、この問題を再考して置きたい。

### 二

従来『曹洞宗全書』に輯録されていた室町期成立の清規は、『広沢山普濟寺日用清規』と、近世初期にかかる『青原山永沢寺行事之次第』のみであった<sup>(2)</sup>。これ等は単に量的に乏しいというばかりではなく、清規としての結構と内容におい

ても充分ではなかった。従つてこの時期には禅院の實際活動の原則的な事柄である清規の制定は、特定の寺院に限られ、一般には必要としなかつたように思われたのである。しかし『正法清規』および『竜泰寺行事次序』の出現<sup>(3)</sup>によつて、この事情は少しく異なることになった。

『正法清規』については、すでに紹介検討がなされているが、峨山下の無底良韶(一三三—一三六一)が貞和四年(一三四八)に奥州に赴いて天台宗黒石の奥の院を革めて開創した正法寺の清規である。本規は正法寺第一一五世寿雲良椿が、瑩山禅師に擬せられる『能州洞谷山永光寺行事次序』(後に瑩山和尚清規として開版)に依拠し、その構成を年中、日中、月中行事の次第に改め、諸神祇を当国に相応しく改易し、更に独自の法事、諷経、祈禱、回向文、陳白、偈文等を加えて、永正六年(一五〇九)に当寺の公用に備えられたものである<sup>(4)</sup>。

この『正法清規』については、書誌的方面からは、現今伝わる『瑩山清規』の写本の何れよりも古い旧本によるものであることが推定され、且つ現行の『瑩山清規』の矛盾面を正し、欠損部分を補うものとして、その存在の重要性が指摘されている<sup>(5)</sup>。また教団形成史の方面からは、『瑩山清規』以上の多様な法事を盛り込んで地域社会への適応に益したものと<sup>(6)</sup>して既に評価されている。

乾坤二巻に編集された『正法清規』の内容は後に項目を摘出して『瑩山清規』と対校することで大概を知ることができ、『瑩山清規』を継承しながら、更に時代と地域性を反映して独自のものを加味し、『瑩山清規』の傾向を忠実に進めたものと云える。

従つて諷経・回向文の面における発展は、後代曹洞教団の歩む道を示唆したものと云え、実際に大きな影響を与えて来たものであると考えられる。現今では、その発見紹介が遅れたため、その影響も無視されて来たのであるが、正法寺が奥羽僧録扶桑曹洞第三之本寺であり、出羽陸奥之諸末寺の出世之道場であつたことを思えば、当然のことながら権威あるものとして広範な影響を及ぼしていったに違いない。そしてここに示される法儀は、民衆への浸透を容易ならしめる内容を豊かに有し、地域社会の信仰形態に適応するものであつたのである。

『正法清規』の有する性格を考察して見る時、先づ叢林の修道生活を、年中、日中、月中に分けて明記するという一線で貫かれている。しかし、それと同時に道俗を一体とする宗教行事を中心とするものといえる。この両者の融合が、曹洞教団の当時の著しい展開を可能ならしめる原動力となつたと考えられるが、宗学の根幹に関わる信仰の問題において全くの矛盾なきことであつたかについては、未だ明瞭に伝えられ

てはいない。

兎もあれ、かかる清規の有つ意味は、教団の展開の上からも、また宗学の根底としても重要な課題を含んでいるのである。

### 三

室町期の清規として近年一般知られるようになった、もう一つの清規、『竜泰寺行事次序』について考察することにした。

本規は詳しくは『美州祥雲山竜泰禅寺行事次序』といい、竜泰寺八世大円正密（一一五〇）によって編輯され、永録二年（一五五九）に書写されたものである。<sup>(7)</sup>

本清規は、後段の対照表によって、一層明かなように、『瑩山清規』に依拠するものであるが、『瑩山清規』が日中・月中・年中の行事次第から成り立っているのに対し、『竜泰寺行事次序』は、年中行事、月中行事のみで日中行事の次序をもたない。月中行事を省いたことには、何が意図があると思いが、これに触れる記事は見当らない。従ってその点不明であるが、年中、月中の行事を明瞭にすることによって寺院の公的な運営を確かなものにするのが意図されていたと考えられる。しかし、年中行事の次第を具さに検尋してみると、『瑩山清規』の次第を可成り省略選択している。これは、当

寺の立場において実践する中で最も適合するものを選び取つたと推測される。省略された事項について詳しく検討し叢林を運営して行く上での要否を一々尋ねなければ容易に断言はできないが、永禄年間から安政年間まで約三百年間近く実修されていた形跡が記録されていることから、一応かく見て差し支えないであろう。但し、現在伝えられたこの行事次序には明らかに脱落部分の存することが指摘されている。<sup>(8)</sup>この部分は施餓鬼と宣疏とに跨がる部分で、原本を見ずともその脱落が明瞭である。しかし区切りよい箇処で落丁がある場合には、これを見落してしまふ恐れなしとは云えない。竜泰寺叢林の公用としては省略が多いようにも愚考される。

この清規の依拠した本の清規は、年中行事末尾に明記されている如く、『洞谷山永光禅寺開闢瑩山和尚行記』であるが、これは、瑩山祖師八世の玄孫仲山玄統が応永二九年（一四二二）に総持寺に主盟を領した際に、旧本を謄写して紀綱寮の公用に備えられたものと云われる。<sup>(9)</sup>これは本規中の次の識語による。

右年月行事次序者、洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然総持紀綱寮常住之旧本、字画漫滅編次不正。愚慨念之久矣。粵応永壬寅冬十一月、愚蒙同門諸老之尊命、領総持之主盟焉。仍拝謄此行記而以備紀綱寮之公用者也。愚喜償素志矣。雖然刁刀柬東手丰毫毫之謬、只

恐家醜外揚、貽<sub>レ</sub>誚傍人<sub>ニ</sub>焉。不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>惶懼戰栗之臻。伏願、後覽君子、穿鑿改正而為<sub>レ</sub>予雪<sub>レ</sub>屈。勿<sub>レ</sub>袖<sub>ニ</sub>慈愍之手<sub>一</sub>幸甚。

峇庇永三十年歲次癸卯春正月吉日

総持開關瑩山祖師八世玄孫比丘玄統清誌

これを見れば確かに応永二九年に玄統謄写の行事次序が存在したことになる。しかし、ここで問題になるのは、已に周知のごとく右の識語は、『瑩山清規』および『永光寺次序』の写本にある梵清の識語（或は跋）と署名を除いて総て寸分違わないものである。この両識語を共に正しいとすれば、総持寺において瑩山下五世と八世の法孫が同じ年に住持となり『永光寺次序』を謄写して後昆にこの是正を託したことになる。これには何処かにくいちがいがあるのであるが、性急に決定を下すことは差し控え、今後の課題として置きたい。

『竜泰寺行事次序』は、『瑩山清規』の抄出によって成立したものであるから、一応『瑩山清規』の範囲を出るものではない。その上、後段の対校でも明かであるが、既に伝えられている『瑩山清規』諸本を遡る旧本の系統には属していないので、書誌学的評価を余り期待することはできないと思う。しかし、『正法清規』に及ばぬまでも、時代性地域性への対応において可なり積極的な面を示している。つまり対檀信関係の行事を採用し、更に大檀越關雲寺殿の文亀九年（一五〇二）の法要を記録するなど、『瑩山清規』の趣旨を受けつ

くものと云える。

本規は『正法清規』に比すれば、規模を小さくするものであるが、この期に活用された清規として同様の性格を保持している。従ってこの清規の評価において『正法清規』と同じ問題を内包していると考えられるのである。

#### 四

『正法清規』と『竜泰寺行事次序』の成立を内容をより明確にするために『瑩山清規』との三者の対照を試みることにしたい。

この三清規とも目次をもたないので、行事に項目のないものには内容を検して項目をつけ（ ）で括って示し、特別に相異なる事項は細字にて本文を掲げることにした。『瑩山清規』は、写本を対抗して用いることが望ましいと考えているが、今その段階にないので流布本を用い、『正法清規』および『竜泰寺行事次序』は統曹洞宗全書所載のものを用いたことを附言しておく。

正法清規	瑩山清規	竜泰寺行事次序
正月一日 首座礼始	年中行事第三 正月一日 首座礼始	年中行事 正月一日 首座礼始

上堂	人事行礼	祝聖修正	私云近年當山為 吉礼……	同榜	諷誦	般若心經九卷	当田塗王經九卷 尊勝陀羅尼廿一 遍	疏	北陸道前後氣多 氣比兩社大明神 兩國鎮守羽黒大 権現	塩竈大明神	三日	本行事云 祝聖修正者	以後坐禪	念誦	二月十五日	涅槃会	拈香・宣疏・諷經 ・回向	三月一日				
上堂	人事行礼	祝聖修正		同榜	諷誦	当途王經三卷		疏			三日	祝聖修正者	以後坐禪	念誦	二月十五日	涅槃会	拈香・宣疏・諷經 ・回向	三月一日				
上堂	人事行礼	祝聖修正		同榜	諷誦	当塗王經三卷		疏			三日		以後坐禪	念誦	二月十五日	涅槃会	拈香・宣疏・諷 經・回向					
閉爐節	三月中免掛搭 札(免掛搭札子)		四月一日	閉且過	祠部状(式)	掛搭次第	小榜(行礼請状) 四月十五日謝掛搭	上堂・巡堂	四月三日	出戒臘牌	同式	四月七日	普請(莊嚴仏龕)	貼浴仏偈	同 八日	仏降誕会	上堂・拈香・陞座	出班焼香	宣疏	俗仏・唱偈	諷經・回向	浴仏莊嚴之事
閉爐節	三月中免掛搭 札(免掛搭札子)		四月一日	閉且過	祠部状(式)	掛搭次第	小榜(行礼請状) 四月十日或十一日	上堂・巡堂	四月三日	出戒臘牌	同式	四月七日	普請(莊嚴仏龕)	貼浴仏偈	同 八日	仏降誕会	上堂・拈香・陞座	出班焼香	宣疏	俗仏・唱偈	諷經・回向	
									四月三日	出戒臘牌	同式	四月七日	普請(莊嚴仏龕)	貼浴仏偈	同 八日	仏降誕会	上堂・拈香・陞座	出班焼香	宣疏	俗仏・唱偈	諷經・回向	

四月十三日

小榜頭(排被位)

安状記

衆寮諷經(斎罷)

勝式(煎点)

(入寮次資牌)

前点榜

(諷經煎点次第)

寮主諷經・回向

文

四月十四日

呈榜(結制僧堂煎点)

勝式

照牌(図)

寢堂小座湯

(同 図)

(同次第)

土地堂念誦

(同次第)

(念誦文)

(回向文)

特為座(煎点)

小参 若照堂 若寢堂

四月十三日

小榜頭(排被位)

安状記

衆寮諷經(斎罷)

勝式(煎点)

拜請状図

入寮次資牌図

煎点図

(諷經煎点次第)

寮主諷經・回向

文

四月十四日

呈榜(結制僧堂煎点)

勝式

照牌図

寢堂小座湯

小座湯之図

(同次第)

土地堂念誦

(同次第)

念誦(文)

(回向文)

特為座(煎点)

小参 若照堂 若寢堂

四月十三日

小榜頭(排被位)

安状記

(入寮次資牌)図

煎点榜

寮主諷經・回向文

同 十五日

礼賀

上堂拈香

人事

掛戒藤牌

戒藤牌(図)

巡堂・巡察

楞嚴会

(同 図)

宣疏

仏母誦

回向(文)

日本開闢天照大神、  
宮、天神七代、地  
神五代、人皇一百十  
余代、本命元辰當  
年属星、七曜九曜  
二十八宿、王城鎮  
守大明神、諸大菩  
薩、諸大権現、  
五畿七道大小神  
祇、兩國鎮守羽黒  
大権現、  
当山龍王、  
善惡聡明、  
護伽藍神、十所、  
当国一宮塩竈大明  
神、当山鎮守能野  
三所大権現、早池

同 十五日

礼賀

上堂拈香

人事

掛戒藤牌

戒藤牌(図)

巡堂・巡察

楞嚴会

楞嚴会之図

宣疏

誦仏母

回向(文)

伊勢大神宮

当道前後氣比氣多

護伽藍神、十八善

同 十五日

楞嚴会

(同 図)

宣疏

仏母誦

回向(文)

伊勢大神宮

当道前後氣比氣多

護伽藍神、十八善

<p>峯・田東根・仙人 各大権現、捨田諸檀、結縁道俗、增加威光、円満佳徳、</p> <p>楞嚴勝会回向 齋次度牌 度度牌 晚間秉払 同 十六日 (堂頭)煎点 茶勝 座位(囧) (同次第)</p> <p>同 十七日 (庫司)煎点 勝(式) 同 十八日 首座行礼 状(式)・状封 書記以下行礼 同 二十日 普請坐禪 五月五日 端午上堂</p>	<p>結縁諸檀、 行痰流神、</p> <p>楞嚴会之回向 齋罷度牌 度度牌 晚間秉払 同 十六日 (堂頭)煎点 茶勝 座位(囧) (同次第)</p> <p>同 十七日 (庫司)煎点 勝(式) 同 十八日 首座行礼 状(式)状封(囧) 書記以下行礼 同 二十日 普請坐禪 五月五日 端午上堂</p>	<p>結縁諸檀、 行痰流神、</p> <p>(楞嚴会)真歇和 回向尚御製 齋次度牌 度度牌 晚間秉払 同 十六日 (堂頭)煎点 榜有不記焉 座位(囧)</p>	<p>六月一日・半夏節 随意坐禪 淋汗・齋時打扇 七月一日季初 僧堂巡堂 施餓鬼 結縁看経榜</p> <p>七月十三日 衆寮諷経 同 十四日 土地堂念誦 疏 晚施餓鬼供・銘 大座湯 (行法次第) 施餓鬼法 回向三反 宣疏 回向 若人欲了知……</p>	<p>六月一日・…… 随意坐禪 淋汗・齋時打扇 七月一日季初 僧堂巡堂 施餓鬼 結縁看経榜</p> <p>七月十三日 衆寮諷経 同 十四日 土地堂念誦 念誦 晚施餓鬼供・銘 大座湯 (行法次第) 施餓鬼法 回向 宣疏 回向 疏封(囧)</p>	<p>七月一日季初 僧堂巡堂 施餓鬼 結縁看経榜</p> <p>七月十三日 衆寮諷経 同 十四日 土地堂念誦 疏 晚施餓鬼供・銘 大座湯 (行法次第) 施餓鬼法後半部脱 宣疏前半部脱 回向 疏封</p>
---	--	---	---	---	---

楞嚴咒・回向

小参

同 十五日(解夏)

楞嚴会満散・疏  
主人両班礼・小参

(請知事)  
(念誦・回  
向文ノ部  
ニアリ)

七月十七日

天童忌・塔頭諷經

(同)十八日去単

免丁抄(凶)

八月一日

普請坐禪

八月廿四日

永平二代忌・塔頭  
諷經

同 廿八日

永平忌・宣疏

九月十四日

楞嚴咒・回向

結縁諷經

小参

同 十五日(解夏)

楞嚴会満散・疏

同 十六日

請知事(諸写本ハ  
別出ス)

新旧相互、与大  
衆礼  
本寮主人大衆礼

(同)十七日

天童浄老忌・塔頭  
諷經

(同)十八日起単

免丁抄(凶)

八月一日

普請坐禪

八月廿四日

永平二代忌・塔頭  
諷經

同 廿八日

永平忌・宣疏

九月十四日

楞嚴咒・回向

結縁諷經

楞嚴会満散・疏

先師大乘和尚忌・  
宣疏

十月一日

開爐(僧堂  
諸堂)

十月五日

達磨忌・宣疏

(本回向文)

十一月中冬至前衆寮  
諷經

土地堂念誦

謝掛搭

十二月八日

成道会・宣疏

七・九日夜不眠坐  
禪

(同)十日以後開坐禪

歳末看経・勝

除夜前三日間結清書

宣疏・回向

龍天回向・宣疏  
妙法経・諸経呪

(回向文)

先師徹通忌・宣疏

十月一日

開爐(僧堂諸堂)

十月五日

達磨忌・宣疏

楞嚴咒・(略)回向

十一月中冬至前衆  
寮諷經

土地堂念誦

謝掛搭

十二月八日

成道会・宣疏

七・九日夜不眠坐  
禪

(同)十日以後開坐禪

歳末看経勝

除夜前兩三日間結  
清書

除夜施餓鬼・宣疏  
・回向

楞嚴咒回向  
龍天回向・宣疏  
大乘妙法蓮華経  
梵網菩薩戒経

(回向文)

大乘開山忌・宣  
疏

十月五日

達磨忌・宣疏

十一月冬至

土地堂念誦・疏

十二月八日

成道会・疏

七・九日夜不眠  
坐禪

(同)十日以後開坐  
禪

歳末看経勝

除夜前兩三日間結  
解清書

施餓鬼・宣疏・  
回向

楞嚴咒回向  
龍天回向・宣疏  
妙法蓮華経  
梵網菩薩戒経

(回向文)



大日本開闢伊勢大神宮、八幡大菩薩、春日大明神、大權現、領白山妙理大權現、舊鎮守稻荷大明神、祇園牛頭天王、兩國鎮守羽黒大權現、當國一宮塩竈大明神、當山鎮守能野三所大權現、護伽藍神十八善神、招寶七郎大權修利菩薩、打給青面使者、給仕白衣天子、護法多聞天、供給迦羅天、合堂真宰、一切聖造、當國當郡當郷惣社保社六十余州三千余座、遐邇大明神、權衡造化、

龍天回向雙紙燒  
(歲節衆寮諷經)  
(土地堂念誦)

(疏・回向文)  
以上三項年中行事ノ後ニ附載

(龍天回向雙紙)  
表書式

当山鎮守国界諸神  
保内社壇合堂聖造

龍天疏可漏図

龍天回向簿燒

歲節衆寮諷經

土地堂念誦

念誦

龍天回向

表書式

当山鎮守国界諸神  
保内社壇合堂聖造

龍天疏可漏図

龍天回向雙紙燒

除夜之土地堂念誦

疏

龍天回向

表書式

拈華山正法禪寺年中行事終  
行事了

歲節衆寮諷經

土地堂念誦・疏  
(回向文)

浴室垂誠

法宝大師上厠作法事

日中行事

末尾ニ

「遍槌後自後門入堂、白槌一下云、白大衆、昨奉堂頭和尚慈旨、入庫下充監寺、厨務勾當、近來身力勞倦、報衆歸堂、謹白。又打槌一下、望聖僧前焼香、大展三拜。巡堂一匝、同事触礼三拜。進堂前問訊退。」(下知事)ノ文アリ

(月中行事)

一日

(山上氏藏本ニノミコノ項アリ)

日中行事第一

月中行事第二 正月

一日

粥罷祝聖諷經

洞谷山永光禪寺開關瑩山和尚行記。一四葛下南瞻部州大日本国美州祥雲山龍泰寺維那寮之公用也。

二日  
祝賀  
侍者、參學  
法屬、入室  
出世・沙弥、  
童行、尼衆  
俗弟等

五日  
侍者從下入至左  
邊禪床角一話從  
賓位一出一問一訊次  
人入室罷

五日  
五日祖師堂諷經

八日  
八日念誦

十二日入室  
十二日入室

十五日  
十五日

當面問訊出衆尽侍者通話  
羅漢供  
元応元年九月十五日始修羅漢供一每二十五日一供一養之是尊者望也。  
羅漢示現來對瑩山自請故

十九日廿九日剃髮沐浴  
十九日剃髮沐浴

廿日廿五日上堂  
廿日上堂

廿四日  
廿四日剃髮沐浴如常  
廿四日念誦

廿五日上堂  
廿五日上堂

廿八日永平開山忌

月忌諷經、達磨忌、年忌、如法供養、上堂拳似因經如此

晦日布薩

臨時設齋等

講戒諷經

上堂講戒

齋僧懶錢(俵散)

施主所請上堂

陸奥州拈華山正法禪寺行事終

(諸回向文等)

遷宮諷經回向

開堂

仏殿立柱

僧堂立柱

(新田開運)

正法清規 坤

祝聖諷經朔望

土地堂諷經二日十六日

韋駄天諷經初三日

祖師堂諷經初五日

廿八日永平忌

次就祖師堂諷經

晦日布薩剃髮沐浴

15 設齋

(諸回向文等)

1 祝聖諷經回向朔望

3 土地堂諷經二日十六日

4 韋駄天諷經三日

7 祖師堂諷經初五日

(諸回向文等)

26 立柱諷經

25 堂寺庵立柱諷經回向

1 祝聖朔日十五日

3 土地二日十六日

4 韋駄天三日

6 祖師五日

火星神諷經八日又廿八日

8 火星神諷經八日十八日

7 火星八日十八日

念誦三日

6 念誦

八日念誦

9 念誦八日

通回向

22 看經通回向

應供諷經回向朔旦

2 應供諷經朔望

2 應供同朔日

為祈禱千卷誦經回向

21 祈禱千卷誦經

大般若經結願疏

銀錢在之

23 大般若經結願疏

銀錢有之

因病祈禱回向

24 因病祈禱

同音普門品回向

請知事

(年中行事七月十六日項ニ)

羅漢供養法用僧事

38 羅漢供養式  
來某日羅漢供養法用僧講式

亡者回向

19. 18. 17 亡者回向

17. 16. 15 亡者回向

亡僧時可行事幡名

同念誦・回向

大悲呪・回向・楞嚴呪

32 亡僧  
龕前念誦・回向  
大悲呪・回向・楞嚴呪

11 亡僧  
龕前念誦・回向  
大悲呪・回向・楞嚴呪

拳龕念誦  
山門公事(次第)

33 拳龕念誦

12 拳龕念誦

山頭念誦・回向

34 山頭念誦・回向

13 山頭念誦回向

唱衣念誦・回向

36 唱衣念誦・回向

亡僧二七日念誦・回向

35 二七日送骨念誦・回向

14 二七日送骨念誦・回向

布薩法

37 菩薩戒布薩式

尊宿歎靈偈

同伏願句

小院之坊主并首座伏願句

亡靈嘆靈句

同伏願句

俗人官者嘆靈句

橋供養回向

大黑天神回向

山門立柱

開新僧堂

定光尊者止火偈

逆修回向

尊宿之入龕念誦

25 尊宿遷化入念龕誦

起龕念誦

龕前

念誦・回向  
維那(告報)

26 龕前念誦  
念誦・回向

拳龕念誦

檀上

祠堂

檀那誕生

懺法祈禱回向

小陳白

同尊宿之回向

小陳白

同亡者之回向

小白

尊宿入牌之回向

同住世入牌之回向

在家入牌之回向

亡者入牌之回向

常住僧衆行儀之偈

文

27 拳龕念誦・回向

28 壇上念誦

5 檀那諷經  
三日  
十七日

5 檀那  
三日  
十七日

20 夏中祈禱回向

10 円通諷經  
十八日

11 普庵諷經  
九日

12 居常粥了諷經

13 日午

14 參後

16 齋僧時疏

31 仏事次第

9 觀音  
十七日晚

8 普庵諷經  
九日  
十九日

18 仏事次第

勅脩清規……

跋  
(梵清奧書)  
(卷末附載)

勅修清規……

19 (玄統奧書)

20 入寺諸奉行帳

21 法華肝心陀羅尼

22 (諸仏菩薩)呪

23 十二天呪(等)

24 觀音安坐回向

27 仏誕生回向

28 達磨忌回向

29 施餓鬼回向  
(七月十五日)

30 仏成道回向

31 參頭之次第

23 雲堂坐牌

開甘露門

唱物

(年中行事四月八日)  
疏・略回向

(年中行事四月八日)  
疏・回向同

(同十月五日)  
疏・回向

(同十月五日)  
疏・略回向

(同七月十四日)  
疏・略回向

(同七月十四日)  
疏・略回向

(同十二月八日)  
疏

(同十二月八日)  
疏

(同七月十四日)  
(若人欲了……)

(同七月十四日)  
施餓鬼法

唱物  
(光啓書写本ノミ附載)

## 五

これまで明らかになつてゐる室町期の清規を検討する時、それぞれ独自の特徴を保持していることが知られる。しかし、どこまでも『瑩山清規』の枠を乗り越えるものではなかつた。そればかりではなく、どの清規（『瑩山清規』以後の近世近代まで）も『瑩山清規』の延長上にしかあり得ていないように思われる。そのことは、『瑩山清規』の価値を高めることであるのか、或は価値を低くするものであるのか。ここに特に室町期の清規を直接的に規制した『瑩山清規』なるものについて再考することが必要となるであらう。

『瑩山清規』については、これまで多くの人によって検討されて来ている。その帰趨は、最近の鏡島・佐藤両氏の論文に粗ぼ集約されてゐると思われる。

それは道元禅師の清規と表裏の關係を保持することによつて清規史上に大きな意義を有するとされる、極めて歴史に即し、『瑩山清規』の性格を見極め、その功罪を熟知した上での好意的評価がその一である。<sup>(10)</sup> また一方瑩山禅師の立場が、神祇不拝の道元禅師の立場を乗り越えて神祇包摂の『瑩山清規』を生み出して、道元禅師の法灯を守りながら飛躍的な発展を遂げたところに大きな価値を見出しているものである。<sup>(11)</sup>

『瑩山清規』についての評価は、まだ様々な方面からなさ

れてるのであるが、大よそ右の範囲、或はその延長線上に纏められることになるかと考えられる。

ここに室町期の清規を考察して、これが一時期前の『瑩山清規』の問題に至つたことは検討の範囲を逸脱することになるやに思われるが、これはここに『瑩山清規』の成立に関わる複雑な問題が存在し、又、この清規が瑩山禅師の名を冠して出版流布された事情を伏線に、室町期の宗門の基層部分を形成する切紙伝承の実態を考慮しつつ、瑩山禅師との関わりに距離をおいて検討する必要があることを思わしめるものである。今回は、室町期の両清規の性格をみることにとどめ、次に『瑩山清規』を『永光禅寺行事次序』に確實にもどして再考してみなければならぬ。（一九八七・一二月稿）

## 註

- (1) 拙稿「曹洞禅における規範の構造」（宗学研究第七号、昭和四〇年四月）。
- (2) 『曹洞宗全書』清規、（昭和六年五月初刊）。
- (3) 『続曹洞宗全書』清規、九九―一四〇頁。
- (4) 正法清規の序文、

先師瑩山大和尚、洞谷御住世之時、本行事次序被<sub>レ</sub>定置。然者当山開闢以來、到<sub>レ</sub>今日<sub>レ</sub>写以為<sub>レ</sub>本者也。僅辱雖<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>改上代之記録、先哲多智多解而在<sub>レ</sub>何国<sub>レ</sub>必依<sub>レ</sub>其地。或其疏中奉<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>其国内総社別社。又郡郷等随<sub>レ</sub>地被<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之。今已濁惡世。殊如<sub>レ</sub>当山<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>其目錄。偶雖<sub>レ</sub>作疏勝等、本行事之儘写書、以諷誦則於<sub>レ</sub>当国<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>北陸道諸神之名、以為<sub>レ</sub>奥州之鎮守<sub>レ</sub>諷<sub>レ</sub>誦<sub>レ</sub>之也。爰以大概改<sub>レ</sub>易本行事、以一返定<sub>レ</sub>当国当

山之分<sub>二</sub>者也。於<sub>二</sub>向後<sub>一</sub>相違所、被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>点作<sub>一</sub>者。伏希慈悲幸。

- (5) 山端昭道氏「『瑩山清規』と『正法清規』」(印度学仏教学研究第二七卷第二号)。
  - (6) 桜井秀雄氏「瑩山禪師門流の教団形成」(『瑩山禪師研究』昭和四九年一二月刊)。
  - (7) 光地英学氏「竜泰寺行事次序(解題)」(『曹洞宗全書』解題四四五頁、昭和五三年九月刊)。
  - (8) 『統曹洞宗全書』清規、一〇九頁上。
  - (9) 光地氏前掲解題同頁。
  - (10) 鏡島元隆氏「清規史上における『瑩山清規』の意義」(『瑩山禪師研究』同奉讀刊行会 昭和四九年一二月刊)。
  - (11) 佐藤達玄氏「瑩山清規考」(駒沢大学仏教学部研究紀要第四三号、昭和六〇年三月刊)。
- (昭和六十一年度駒沢大学特別研究共同研究助成による研究成果の一部)